



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ピーエス三菱
代表者名 取締役社長 勝木 恒男
(コード番号 1871 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部長 飯沼 久志
(TEL . 03 - 6385 - 8002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

インターネットの普及を踏まえ、株主の皆様の利便性の向上等を図るため、株主総会参考書類等に記載または表示すべき事項に係る情報を、インターネットを利用して株主の皆様にご提供することができる旨の規定を新設し、この新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	定款変更案
<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 ~ 第 15 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 16 条 ~ 第 19 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 ~ 第 15 条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 16 条 <u>本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 17 条 ~ 第 20 条 (現行どおり、条数を繰り下げ)</p>

<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第32条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第33条～第43条 (条文省略)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第48条～第52条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第33条 (現行どおり、条数を繰り下げ)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第34条～第44条 (現行どおり、条数を繰り下げ)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第48条 (現行どおり、条数を繰り下げ)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第49条～第53条 (現行どおり、条数を繰り下げ)</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成25年6月26日(予定)
平成25年6月26日(予定)

以上